

第二百十三回国会衆議院において採択

された請願の処理経過



第二百十三回国会において、衆議院で採択され、内閣に送付を受けた請願は、内閣においてそれぞれの請願の関係府省に送付し、関係府省からその処理案を内閣に提出し、これを閣議に付して決定することとした。その結果処理案を決定したものは、左記のとおりである。

右の処理要領を収録すれば、別紙のとおりである。

## 記

内閣受理件数

処理案決定件数

第二百十三回国会

四九〇件

四九〇件



# 所管府省別目次

(第二百十三回国会請願)

一、法務省	ページ
一、厚生労働省	四



件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
裁判所の人的・物的充実に関する請願（第五七五号） 同（第二二一六号） 同（第二二一七号） 同（第二二一八号） 同（第二一九号） 同（第二二〇号） 同（第二二五三号） 同（第二二五四号） 同（第二二五五号） 同（第二二五六号） 同（第二二七六号） 同（第二三七七号） 同（第二三七八号） 同（第二三七九号） 同（第二三八〇号） 同（第二三八一号） 同（第二三八二号） 同（第二四九〇号）	法務省	<p>             裁判所においては、裁判事務の合理化や人員配置の見直し等を図ってきたほか、裁判官、裁判所書記官等の増員や、施設の充実に努めてきたところであり、今後も、政府における総人件費改革の趣旨を踏まえつつも、裁判所の特質等を勘案し、司法に対する国民の期待に応えるべく適正な措置を講ずるよう努力がされるものと考えている。           </p> <p>             政府としては、裁判所に本請願の趣旨を伝達するとともに、今後とも、十分に協力してまいりたい。           </p>

件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
同(第二四九一号) 同(第二四九二号) 同(第二四九三号) 同(第二四九四号) 同(第二四九五号) 同(第二四九六号) 同(第二四九七号) 同(第二四九八号) 同(第二四九九号) 同(第二五〇〇号) 同(第二五〇一号) 同(第二五〇二号) 同(第二五〇三号) 同(第二六二三号) 同(第二六二四号) 同(第二八五四号) 同(第三一五九号) 同(第三一六〇号) 同(第三二四〇号)		





<p>国民を腎疾患から守る総合対策の早期確立に関する請願（第七四四号）</p> <p>同（第七四五号）</p> <p>同（第七四六号）</p> <p>同（第七四七号）</p> <p>同（第七四八号）</p> <p>同（第七四九号）</p> <p>同（第七五〇号）</p> <p>同（第七五一号）</p> <p>同（第七五二号）</p> <p>同（第七五三号）</p> <p>同（第七五四号）</p> <p>同（第七五五号）</p> <p>同（第七五六号）</p> <p>同（第七五七号）</p> <p>同（第七五八号）</p> <p>同（第七五九号）</p> <p>同（第七六〇号）</p> <p>同（第七六一号）</p>	<p>件名</p>	<p>主な所管府省</p> <p>厚生労働省</p> <p>請願に対する処理要領</p> <p>一 腎臓病の早期発見と重症化予防については、政府としては、平成三十年七月に腎疾患対策検討会で取りまとめた「腎疾患対策検討会報告書」に基づき、総合的な腎疾患対策を実施している。</p> <p>具体的には、本報告書において、重症化の徴候がある際に速やかに専門医に紹介し、早期に適切な介入を行うことで重症化を予防できるよう、かかりつけ医から腎臓専門医療機関、糖尿病専門医療機関等への紹介基準を普及すべきであるとされていることを踏まえ、腎疾患政策研究事業において、医療機関間連携の好事例の把握等をしつつ、当該紹介基準の関係者への普及等に努めている。また、腎臓病の早期発見につながるよう動画等を用いた効果的な普及啓発資料を作成したほか、慢性腎臓病患者に特有の健康課題に適合した多職種連携による生活・食事指導等の実証研究において、実態調査やエビデンスの収集を進めている。</p> <p>さらに、総合的な腎疾患対策を推進するため、都道府県等における患者等一般向けの講演会等の開催や医療関係者を対象とした研修の実施等に係る補助事業において、慢性腎臓病に関する正しい知識の普及や対策に必要な人材育成等を引</p>
---	-----------	---

<p>同（第七六二号） 同（第七六三号） 同（第七六四号） 同（第七六五号） 同（第七六六号） 同（第七六七号） 同（第七六八号） 同（第七六九号） 同（第七七〇号） 同（第七七一号） 同（第七七二号） 同（第七七三号） 同（第七七四号） 同（第七七五号） 同（第七七六号） 同（第七七七号） 同（第七七八号） 同（第七七九号） 同（第七八〇号）</p>	<p>件名</p>
	<p>主な所管府省</p>
<p>引き続き推進するとともに、慢性腎臓病の重症化予防のための診療体制の構築や、多職種連携による療養指導等を行うためのモデル事業を実施している。</p> <p>また、令和五年十月には、「腎疾患対策及び糖尿病対策の推進に関する検討会」において「腎疾患対策検討会報告書（平成三十年七月）に係る取組の中間評価と今後の取組について」を取りまとめ、二人主治医制の推進等慢性腎臓病の早期発見に関する啓発活動、各都道府県の腎疾患対策の強化等について一定の評価を得たところである。この内容を踏まえ、引き続き、必要な取組を進めてまいりたい。</p> <p>二 介護保険は、要介護認定又は要支援認定（以下「要介護認定等」という。）により要介護者又は要支援者（以下「要介護者等」という。）であると認められた介護保険の被保険者に対して、介護サービスに係る保険給付を行うものである。六十五歳以上の者は原因を問わず、四十歳以上六十五歳未満の者は糖尿病性腎症等の加齢に伴って生じる疾病が原因で要介護状態又は要支援状態になったときに、要介護認定等を受けることができ、要介護者等と認められた腎臓病患者は、必要な介護サービスを受けることが可能である。</p>	<p>請願に対する処理要領</p>

<p>同（第七八一号） 同（第七八二号） 同（第八一五号） 同（第八一六号） 同（第八一七号） 同（第八一八号） 同（第八一九号） 同（第八二〇号） 同（第八二一号） 同（第八二二号） 同（第八二三号） 同（第八二四号） 同（第八二五号） 同（第八二六号） 同（第八二七号） 同（第八二八号） 同（第八二九号） 同（第八三〇号） 同（第八三一号）</p>	<p>件名</p>
	<p>主な所管府省</p>
<p>三 地域における移動手段として透析患者が利用できるものの確保については、地域の実情に応じて、地方公共団体等が中心となつて様々な事業が行われているほか、要介護認定等や障害福祉サービスの支給決定を受けた透析患者は、介護保険制度又は障害福祉制度により居宅から医療機関に通院する際にヘルパーによる介助等のサービスを受けることが可能である。また、透析患者等をはじめ障害を有する等により</p>	<p>請願に対する処理要領</p> <p>介護保険施設のうち、特別養護老人ホームについては、令和三年度及び令和四年度の老人保健健康増進等事業において、透析が必要な方も含む入所者の医療ニーズの実態、外部の医療機関との協力・連携体制等について調査研究を実施した。特別養護老人ホームにおける医療ニーズへの対応については、こうした調査結果等を踏まえ、令和六年度介護報酬改定において、透析が必要な方の受入れに係る負担を軽減する観点から、定期的かつ継続的に透析を必要とする入所者であつて、家族や病院等による送迎が困難である等やむを得ない事由がある者について、施設職員が月十二回以上の送迎を行った場合に報酬上評価する新たな加算を設けたところであり、引き続き必要な取組を進めてまいりたい。</p>

件名	同(第八三二号) 同(第八三三号) 同(第八三四号) 同(第八三五号) 同(第八三六号) 同(第八三七号) 同(第八三八号) 同(第八三九号) 同(第八四〇号) 同(第八四一号) 同(第八四二号) 同(第八四三号) 同(第八七八号) 同(第八七九号) 同(第八八〇号) 同(第八八一号) 同(第八八二号) 同(第八八三号) 同(第八八四号)	主な所管府省	
請願に対する処理要領	<p>単独での移動が困難である者については、タクシー・福祉タクシーに加え、市町村、NPO法人等が自家用車を用いて実施する福祉有償運送も利用できるよう、地域における移動手段の確保に向けた取組を推進してまいりたい。</p> <p>四 腎疾患政策研究事業において、透析患者を含む慢性腎臓病患者に関する治療と就労の両立支援に資する研究を行っており、勤労世代の生活・就労等の実態調査や、企業・医療機関向けの治療と仕事の両立支援のためのマニュアルの作成を進めているところである。本研究の結果等も踏まえ、透析患者の治療と就労の両立のための支援対策を推進してまいりたい。</p> <p>五 災害時における人工透析の提供体制については、「厚生労働省防災業務計画」（平成十三年二月十四日厚生労働省発総第十一号）に定めるとともに、東日本大震災の教訓を踏まえ、公益社団法人日本透析医学会災害時情報ネットワークシステムの機能強化に対する補助を行い、災害時の透析患者の受入体制の充実を図ったところである。令和六年能登半島地震においては、同ネットワークシステムを通じ、国、地方公共団体及び公益社団法人日本透析医学会が連携して、人工透析の提</p>		

件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
同（第八八五号） 同（第八八六号） 同（第八八七号） 同（第九〇〇号） 同（第九〇一号） 同（第九〇二号） 同（第九〇三号） 同（第九〇四号） 同（第九〇五号） 同（第九〇六号） 同（第九〇七号） 同（第九〇八号） 同（第九〇九号） 同（第九一〇号） 同（第九一一号） 同（第九二八号） 同（第九二九号） 同（第九三〇号） 同（第九三一号）		<p>供体制の確保に努めたところである。</p> <p>また、腎疾患政策研究事業において、災害時や感染症流行下にも対応可能な慢性腎臓病の診療体制の確保等に資する研究を行っている。</p> <p>引き続き、地方公共団体及び公益社団法人日本透析医会と連携するとともに、腎疾患政策研究事業を通じて得られた知見を踏まえ、災害時の透析患者の受入体制の整備に取り組んでまいりたい。</p> <p>六 腎臓移植を含めた移植医療の推進については、国民への普及啓発を実施するとともに、令和六年度予算においても、臓器提供施設の整備及び連携体制の構築のため、臓器提供に関する情報提示の推進や院内マニュアルの整備等及び臓器提供事例の多い施設が当該事例の少ない施設に対して行う研修等の支援をするための経費を引き続き計上した。</p> <p>再生医療については、令和六年度予算において、実用化に近い臨床研究を重点的に支援する経費等を計上し、研究体制の充実を図っている。</p> <p>再生医療の研究の推進及び実用化に資するよう、引き続き、再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法</p>

件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
同（第九三二号） 同（第九三三号） 同（第九三四号） 同（第九三五号） 同（第九三六号） 同（第九三七号） 同（第九三八号） 同（第九五二号） 同（第九五三号） 同（第九五四号） 同（第九六二号） 同（第九八一号） 同（第九八二号） 同（第一〇〇八号） 同（第一〇〇九号） 同（第一〇二九号） 同（第一〇四八号） 同（第一〇四九号） 同（第一〇五〇号）		<p>律第八十五号）及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）の規定に基づき、制度の円滑な運用に努めてまいりたい。</p>

<p>同(第一〇五一号) 同(第一〇五九号) 同(第一〇六〇号) 同(第一〇六七号) 同(第一〇六八号) 同(第一〇九六号) 同(第一一八号) 同(第一二九号) 同(第一三〇号) 同(第一一六四号) 同(第一一六五号) 同(第一二五二号) 同(第一二七九号) 同(第一五五四号) 同(第一五九五号) 同(第一八六九号) 同(第二二九二号) 同(第二四一八号) 同(第二四一九号)</p>	<p>件名</p>
	<p>主な所管府省</p>
	<p>請願に対する処理要領</p>



<p>件名</p>	<p>同(第二五四八号) 同(第二五四九号) 同(第二七九一号) 同(第二七九二号) 同(第二九七九号) 同(第三一八二号) 同(第三二七八号) 同(第三三五七号)</p> <p>国立病院の機能強化に関する請願(第九四八号)</p> <p>同(第一三八八号) 同(第一三八九号) 同(第一三九〇号) 同(第一三九一号) 同(第一三九二号) 同(第一三九七号) 同(第一三九八号) 同(第一三九九号)</p>
<p>主な所管府省</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>請願に対する処理要領</p>	<p>一 厚生労働大臣は、独立行政法人国立病院機構(以下「国立病院機構」という。)の中期目標において、国立病院機構に対して、全国的な病院ネットワークを活用しながら、他の設置主体では必ずしも実施されないおそれのあるセーフティネット分野の医療や、災害や新興感染症等発生時等の国の危機管理に際して求められる医療等を着実に実施しつつ、今後、地域の医療需要の変化への自主的な対応や、拡大する介護・福祉ニーズに対応するための在宅医療との連携等により地域医療に一層貢献することを求めており、国立病院機構は、当該中期目標に基づき中期計画を策定し、厚生労働省において</p>

件名	同(第一四〇〇号) 同(第一四〇一号) 同(第一四〇二号) 同(第一四〇三号) 同(第一四〇四号) 同(第一四〇五号) 同(第一四〇六号) 同(第一四〇七号) 同(第一四〇八号) 同(第一四〇九号) 同(第一四一〇号) 同(第一四一一号) 同(第一四一二号) 同(第一四一三号) 同(第一四一四号) 同(第一四一五号) 同(第一四二五号) 同(第一四二六号) 同(第一四二七号)	主な所管府省	
請願に対する処理要領	<p>ては、毎年、国立病院機構における中期計画に掲げられた事業の実績を評価することとしている。</p> <p>政府としては、国立病院機構がその役割を果たすことができるよう、引き続き注視してまいりたい。</p> <p>二 新興感染症対策については、国立病院機構が開設する病院は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下「感染症法」という。）第十條第一項の規定に基づき都道府県が定める予防計画や医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十條の四第一項の規定に基づき都道府県が定める医療計画に沿って、平時から都道府県と協議を行い、各医療機関の機能や役割に応じて病床や発熱外来等の感染症対応に係る感染症法に基づく医療措置協定を締結することとしている。</p> <p>その上で、国立病院機構が開設する病院を含む当該協定を締結する医療機関等に対しては、令和五年度補正予算において、感染症への対応力を強化するために必要な施設改修や設備整備等への補助事業を計上し、財政支援を行っている。政府としては、これらの医療機関が新興感染症対策において十分な役割を發揮できるよう、引き続き必要な支援に取り組ん</p>		

件名	同(第一四二八号) 同(第一四二九号) 同(第一四三〇号) 同(第一四三一号) 同(第一四三二号) 同(第一四三三号) 同(第一四三四号) 同(第一四三五号) 同(第一四八七号) 同(第一四八八号) 同(第一四八九号) 同(第一四九〇号) 同(第一四九一号) 同(第一四九二号) 同(第一四九三号) 同(第一五一三号) 同(第一五一四号) 同(第一五一五号)	主な所管府省	請願に対する処理要領
			<p>でまいりたい。</p> <p>災害医療対策については、国立病院機構の中期計画において、国立病院機構は、災害発生時等の国の危機管理に際して求められる医療について、国立病院機構の有する全国的な病院ネットワークを最大限活用し、災害医療現場等で貢献できる人材の育成等の地域における中核的な役割を果たす機関としての機能を担うこととされており、国の災害医療体制の維持・発展に貢献するとともに、災害発生時に必要な医療が確実に提供できるよう機能強化を図っている。</p> <p>政府においても、都道府県が地域の実情を踏まえて策定する医療計画に基づき、国立病院機構が開設する病院を含め、都道府県が指定する災害拠点病院等が実施する耐震整備や非常用自家発電設備等の整備などに対して財政支援を行っており、これらの医療機関が災害医療において十分な役割を發揮できるように、引き続き必要な支援に取り組んでまいりたい。</p>

<p>同(第一五一六号) 同(第一五一七号) 同(第一五二八号) 同(第一五三六号) 同(第一五三七号) 同(第一五三八号) 同(第一五四六号) 同(第一五四七号) 同(第一五四八号) 同(第一五六五号) 同(第一六五三号) 同(第一七四一号) 同(第一七八九号) 同(第一八八八号) 同(第二〇〇九号) 同(第二〇一〇号) 同(第二二九三号) 同(第二二九四号) 同(第二四二〇号)</p>	<p>件名</p>
	<p>主な所管府省</p>
	<p>請願に対する処理要領</p>

件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
同(第二四二一号) 同(第二五五〇号) 同(第二五五一号) 同(第二五五二号) 同(第二六六六号) 同(第二六六七号) 同(第二九八〇号) 同(第二九八一号) 同(第三〇五九号) 同(第三一八三号) 同(第三一八四号) 同(第三一八五号) 同(第三一八六号) 同(第三一八七号) 同(第三一八八号) 同(第三一八九号) 同(第三一九〇号) 同(第三一九一号) 同(第三一九二号)		

<p>件名</p>	<p>同(第三一九三号) 同(第三二七九号) 難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾病 対策の総合的な推進に関する請願(第一 七一二号) 同(第一七四二号) 同(第一七四三号) 同(第一七四四号) 同(第一七四五号) 同(第一七四六号) 同(第一七四七号) 同(第一七四八号) 同(第一七四九号) 同(第一七五〇号) 同(第一七五一号) 同(第一七五二号) 同(第一七五三号) 同(第一七五四号)</p>
<p>主な所管府省</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>請願に対する処理要領</p>	<p>一 難病の原因究明、治療法の早期開発、診断基準の確立等の難病の研究等の推進については、令和六年度予算において、約百億円を計上し、厚生労働科学研究費補助金等の難治性疾患政策研究事業及び難治性疾患実用化研究事業に取り組んでいるほか、難病ゲノム等情報利活用検証事業を行うための経費として、令和五年度補正予算において、約三億円を計上している。引き続き、これらの研究や事業を推進してまいりたい。</p> <p>治療体制の確立については、都道府県において、難病の医療提供体制を整備するための経費について、令和六年度予算において、約六億円を計上しており、令和五年四月一日現在で、難病診療連携拠点病院は四十五自治体において八十一医療機関、難病診療分野別拠点病院は二十六自治体において七十九医療機関が整備されている。引き続き、全ての都道府県で地域の実情に応じた医療提供体制が構築されるよう取り組んでまいりたい。</p>

件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
同（第一七五五号） 同（第一七五六号） 同（第一七五七号） 同（第一七五八号） 同（第一七五九号） 同（第一七六〇号） 同（第一七七四号） 同（第一七七五号） 同（第一七七六号） 同（第一七七七号） 同（第一七七八号） 同（第一七七九号） 同（第一七八〇号） 同（第一七八一号） 同（第一七九二号） 同（第一七九三号） 同（第一七九四号） 同（第一七九五号）		<p>難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号。以下「難病法」という。）第五条に基づく指定難病の対象となる疾病については、難病法施行時の百十疾病から三百四十一疾病まで拡大したところである。引き続き、当該施策の推進に取り組んでまいりたい。</p> <p>二 経済的負担の軽減については、医療保険の高額療養費制度により、家計に対する医療費の自己負担が過重なものとならないようにしており、特に難病患者については、難病法に基づく特定医療費助成制度により、更なる経済的負担の軽減を図っている。</p> <p>また、創薬等に当たり、難病や長期慢性疾病の患者を含む国民の臨床研究及び治験への参画を推進するため、臨床研究及び治験に関する普及啓発や、臨床研究及び治験の情報に関するデータベースの充実に取り組んでいる。</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）に基づく障害福祉サービスについては、難病患者等も利用が可能であり、人材の確保及び研修の充実については、難病患者等に対する相談・支援等を行う難病相談支援センター事業を含む療養生活環境整</p>

件名	同(第一八一七号) 同(第一八一八号) 同(第一八七〇号) 同(第一八七一号) 同(第一八七二号) 同(第一八八九号) 同(第一八九〇号) 同(第一八九一号) 同(第一八九二号) 同(第一八九三号) 同(第一八九四号) 同(第一八九五号) 同(第一八九六号) 同(第一九一〇号) 同(第一九一一号) 同(第一九一二号) 同(第一九一三号) 同(第一九一四号) 同(第一九一五号)	主な所管府省	請願に対する処理要領
			<p>備事業を難病法に位置付け、取組を推進しているほか、同センターに勤務する職員等を対象とした研修の全国的な実施等に取り組むことで、難病患者等の療養生活の質の維持向上を図っている。さらに、難病に係る特定医療費助成制度に関して、ポスターの作成、リーフレットの配布、政府広報等を行っているところであり、これらの取組を通して、難病に対する国民の理解が促進されるよう、引き続き、努めてまいりたい。</p> <p>三 難病患者については、高額療養費制度だけでなく、難病法に基づく特定医療費助成制度により、更なる経済的負担の軽減を図っている。また、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二第二項に規定する小児慢性特定疾病児童等についても、小児慢性特定疾病児童等の健全育成及び福祉の向上を図ることを目的とし、児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費助成制度により、その家庭の更なる経済的負担の軽減を図るとともに、慢性的な疾病を抱える児童及びその家族の負担軽減並びに長期療養をしている児童の自立を図るため、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を実施している。</p>



件名	同(第一九五〇号) 同(第一九五一号) 同(第一九五二号) 同(第二〇六七号) 同(第二〇六八号) 同(第二〇六九号) 同(第二〇七〇号) 同(第二一七九号) 同(第二一八〇号) 同(第二一八一号) 同(第二一八二号) 同(第二三〇六号) 同(第二三〇七号) 同(第二三〇八号) 同(第二四三六号) 同(第二四三七号) 同(第二四三八号) 同(第二五六九号) 同(第二五七〇号)	主な所管府省	
請願に対する処理要領	<p>難病の医療提供体制については、難病の患者に対する医療等の総合的な推進を図るための基本的な方針(平成二十七年厚生労働省告示第三百七十五号)等を踏まえ、厚生労働省において、都道府県における地域の実情に応じた難病の医療提供体制を構築する際の参考とするための「難病の医療提供体制の構築に係る手引き」を示している。引き続き、難病の医療提供体制の構築に取り組んでまいりたい。また、児童福祉法第二十一条の五の規定に基づき、小児慢性特定疾病その他の疾病にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成に係る施策の推進を図るための基本的な方針(平成二十七年厚生労働省告示第四百三十一号)を策定するとともに、小児から成人への移行期医療支援体制を構築するため、平成二十九年十月に都道府県向けに「都道府県における小児慢性特定疾病の患者に対する移行期医療支援体制の構築に係るガイド」を策定している。さらに、令和六年度予算において、都道府県の移行期医療支援体制を整備するための経費として約三千万円を計上しているほか、移行期医療支援体制に関する実態調査等を行うための経費として約六千万円を計上している。今後も、慢性的な疾病を抱える児</p>		

件名	同(第二五七一号) 同(第二五七二号) 同(第二五七三号) 同(第二五七四号) 同(第二五七四号) 同(第二六七四号) 同(第二六七五号) 同(第二六七六号) 同(第二六七七号) 同(第二八〇一号) 同(第二八〇二号) 同(第二八〇三号) 同(第二九九一号) 同(第二九九二号) 同(第二九九三号) 同(第二九九四号) 同(第三〇六七号) 同(第三〇六八号) 同(第三二八五号) 同(第三二八六号)	主な所管府省	
請願に対する処理要領	<p>童等の健全な育成に係るこれらの施策を推進してまいりたい。</p> <p>難病患者、慢性疾患の患者及び医療的ケア児を含む障害のある幼児、児童及び生徒に関しては、教育基本法（平成十八年法律第二百十号）及び障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の趣旨を踏まえ、障害のある幼児、児童及び生徒と障害のない幼児、児童及び生徒が可能な限り共に過ごすための条件整備と、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備を両輪として、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組を進めている。医療的ケア児が教育を受けるための環境整備については、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和三年法律第八十一号）の趣旨を踏まえ、学校において医療的ケアを行う看護師について、医療的ケア看護職員として学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）に位置付け、自治体等における配置を促進するとともに、その配置に係る財政支援の拡充を図っている。</p> <p>また、学校における医療的ケアの実施体制の充実を図ることを目的とした事業を実施している。さらに、特別な支援を必要とする子どもが就学前から社会参加まで切れ目なく支</p>		

<p>件名</p>	<p>同(第三二八七号) 同(第三三六二号)</p>
<p>主な所管府省</p>	
<p>請願に対する処理要領</p>	<p>援を受けられる体制の整備を行う自治体を支援している。</p> <p>病気療養中等の児童生徒への教育機会の保障について、令和五年四月から、従来からの同時双方向型の授業配信を原則とした上で、学校の判断により、事前に収録した授業を児童生徒が視聴したい時間に受講するオンデマンド型の授業配信を可能とする制度改正を行ったほか、オンデマンド型の授業について、効果的な実施方法等の調査研究を実施している。また、学校卒業後における障害者の学びの支援推進事業にて、長期療養者を含む障害者の学習環境の充実について、ICTを活用したモデルの実践研究や普及等にも取り組んでいる。</p> <p>今後も、難病法及び児童福祉法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第四十七号)についての国会審議の際の衆議院厚生労働委員会(平成二十六年四月十八日)及び参議院厚生労働委員会(同年五月二十日)の附帯決議の趣旨も踏まえつつ、難病や小児慢性特定疾病の児童等に対する医療の一層の充実、教育機会の確保等を図ってまいりたい。</p> <p>四 難病の医療提供体制については、「難病の医療提供体制の構築に係る手引き」等を踏まえ、現在、都道府県において、</p>

	件名
	主な所管府省
<p>医療従事者の需給の見通しや、その確保策、地域偏在対策等について検討するため、平成二十七年十二月より「医療従事者の需給に関する検討会」の開催を進めてきた。</p> <p>医師の確保については、本検討会に設置された「医師需給分科会」での検討等を踏まえ、これまで医学部定員を臨時的に増員してきており、毎年約三千五百人から四千人増加している一方、今後の医師の増加ペースについては、人口減少に伴い、将来的には供給が需要を上回ると見込まれることも踏まえて検討する必要があるとされた。また、医師の地域・診療科偏在を是正するため、臨床研修や専門研修といった医師養成過程において、都道府県別・診療科別の定員を設定する等、偏在是正の取組を進めるとともに、都道府県において、</p>	<p>請願に対する処理要領</p>

	件名
	主な所管府省
<p>全国各地で必要な医師を確保するための方針・取組等を盛り込んだ「医師確保計画」を策定し、取組を進めているところである。さらに、令和六年六月二十一日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針二〇二四」において、医師確保計画の深化、必要な人材を確保するための取組、経済的インセンティブによる偏在是正、規制的手法を組み合わせた取組の実施等の総合的な対策のパッケージを令和六年末までに策定することとしている。引き続き、こうした取組を通じて、医師の確保及び偏在対策に取り組んでまいりたい。</p> <p>看護師等の確保については、就業者数が、平成二十年に約百四十万人、令和二年に約百七十三万人と増加してきているところである。今後も、医療需要の高まりに対応していくため、就業者数の増加に向け、新規養成と併せて、離職防止や復職支援といった取組を進めてまいりたい。</p> <p>また、地域における看護職員確保等の課題について、都道府県ナースセンター、地方自治体、病院団体等が連携して取り組む「地域に必要な看護職の確保推進事業」に対し支援を行っている。</p> <p>引き続き、医療機関及び医療従事者に対する支援を通じ、</p>	<p>請願に対する処理要領</p>

件名	
主な所管府省	
請願に対する処理要領	<p>地域の医療提供体制の維持・確保に対応してまいりたい。</p> <p>さらに、消費税増収分を活用した地域医療介護総合確保基金（医療分）については、令和六年度予算において、約千二十九億円を計上しており、各都道府県における医療従事者等の確保及び養成に資するため、都道府県において、地域の実情に応じて本基金を活用していただくこととしている。</p> <p>難病患者に対するリハビリテーションについては、訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションについて、特定医療費の支給対象とするとともに、在宅の難病患者の多様化するニーズに対応した適切なホームヘルプサービスの提供に必要な技能を有するホームヘルパーを養成するため、令和六年度予算において、約一千万円を計上し、自治体が実施する研修事業に対して補助を実施している。</p> <p>さらに、地域医療介護総合確保基金を活用した質の高い在宅医療の確保や、在宅医療に関する専門知識や経験を豊富に備え、地域で中心となって人材育成事業を支えることのできる高度人材の育成等の取組により、在宅医療の提供体制の充実に取り組んでまいりたい。</p> <p>五 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第</p>

件名	
主な所管府省	
請願に対する処理要領	<p>百二十三号)における「障害者」は、「心身の機能の障害があるため、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者」とされており、難病患者の就労支援については、公共職業安定所において、様々な難病の特性に応じた助言ができる難病患者就職サポートを配置し、個々の特性を踏まえた職業相談等を行っている。こうした取組を通じて、引き続き、難病患者の特性に応じたきめ細かな支援を行ってまいりたい。</p> <p>なお、障害者雇用率制度については、事業主が社会的な責任を果たすための前提として、対象範囲が明確であり、公正性及び一律性が担保されることが必要であること等から、現在、当該制度の対象障害者の範囲を、障害者のうち、同法に規定する身体障害者、知的障害者及び精神障害者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているものに限る。）である労働者としていますが、当該労働者に該当しない難病患者の障害者雇用率制度における取扱いは、令和四年六月に労働政策審議会障害者雇用分科会で取りまとめられた「今後の障害者雇用施策の充</p>

	件名
	主な所管府省
<p>六 難病患者等の療養生活の質の維持向上を図るため、難病患者等に対する必要な情報提供及び地域交流会等の活動に対する支援を行う難病相談支援センター事業を含む療養生活環境整備事業を難病法に位置付け、取組を推進しているほか、各都道府県等に設置された難病相談支援センターの活動を支援するため、同センターに勤務する職員等を対象とした研修の全国的な実施等に取り組んでいる。</p> <p>今後、同研修の実施等に取り組むとともに、同センターにおける相談事例等の情報を共有するためのネットワークを活用し、都道府県等と同センターとの連携強化及び相互支援に取り組んでまいりたい。</p>	<p>請願に対する処理要領</p> <p>実強化について（労働政策審議会障害者雇用分科会意見書）において、「個人の状況を踏まえることなく、一律に就労困難性があると認めることは難しい」ことを踏まえ、「雇用率制度における対象障害者の範囲に含めることをただちに行うのではなく、手帳を所持していない者に係る就労の困難性の判断の在り方にかかわる調査・研究等を進め、それらの結果等も参考に、引き続きその取扱いを検討することが適当」とされたことから、引き続き、必要な対応を行ってまいりたい。</p>



<p>件名</p> <p>現下の雇用失業情勢を踏まえた労働行政体制の整備を目指すことに関する請願（第一九〇五号） 同（第一九五五号） 同（第一九五六号） 同（第一九五七号） 同（第二〇七一号） 同（第二〇七二号） 同（第二〇七三号） 同（第二〇七四号） 同（第二〇七五号） 同（第二〇七六号） 同（第二一八三号） 同（第二一八四号） 同（第二一八五号） 同（第二三一一号） 同（第二四五三号） 同（第二五七六号） 同（第二五七七号）</p>	<p>主な所管府省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>請願に対する処理要領</p> <p>一 政府としては、誰もが生きがいを持ってその能力を最大限発揮することができる社会を創るため、積極的な就労促進、適正な労働条件の確保等に取り組んでいる。</p> <p>働き方改革については、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成三十年法律第七十一号。以下「働き方改革推進法」という。）の円滑な施行等に取り組んでおり、引き続き、「働き方改革実行計画」（平成二十九年三月二十八日働き方改革実現会議決定）に基づき着実に実施してまいりたい。</p> <p>就職氷河期世代への支援については、希望する就職ができずに不本意ながら不安定な仕事に就いていたり、無業の状態にある方々の就労支援を推進するため、公共職業安定所を通じた就職支援、地域若者サポートステーションを通じた職業的自立支援など、政府を挙げて取り組んでいるところである。</p> <p>また、同一労働同一賃金については、働き方改革推進法により、パートタイム労働者、有期雇用労働者及び派遣労働者と、通常の労働者との間の不合理な待遇差を解消するための規定の整備等を行い、令和三年四月から全面施行された。さ</p>
--	----------------------------	--

<p>件名</p>	<p>同(第二五七八号) 同(第二六七九号) 同(第二六八〇号) 同(第二六八一号) 同(第二六八二号) 同(第二八〇四号) 同(第二八〇五号) 同(第三〇七一号) 同(第三〇七二号) 同(第三〇七三号) 同(第三二〇〇号) 同(第三二八九号) 同(第三二九〇号)</p> <p>てんかんのある人とその家族の生活を支える啓発に関する請願(第二九二三号)</p> <p>同(第二九二四号)</p> <p>同(第二九二五号)</p>
<p>主な所管府省</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>請願に対する処理要領</p>	<p>らに、都道府県労働局及び労働基準監督署において、同一労働同一賃金の遵守の徹底に向けた取組を行っている。</p> <p>二 都道府県労働局、労働基準監督署及び公共職業安定所については、これまでも定員の合理化に対応しつつも、必要な体制整備に努めてきたところであるが、今後とも行政需要に的確に対応すべく必要な体制整備に努めてまいりたい。</p> <p>政府としては、てんかんに関する正しい知識や理解の普及啓発を推進する観点から、公益社団法人日本てんかん協会及び一般社団法人日本てんかん学会が共催する「世界てんかんの日」記念事業や、同協会及び同学会が定める「てんかん月間」に対して後援しており、また、それらの行事において講演等を行う</p>

件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
<p>同（第二九二六号） 同（第二九二七号） 同（第二九二八号） 同（第三〇八三号） 同（第三〇八四号） 同（第三〇八五号） 同（第三〇八六号） 同（第三〇八七号） 同（第三〇八八号） 同（第三〇八九号） 同（第三二〇八号） 同（第三二〇九号） 同（第三三〇五号） 同（第三三六七号） 同（第三三六八号）</p>		<p>請願に対する処理要領</p> <p>ているところである。</p> <p>このほか、精神保健医療福祉の一環として、てんかんについて施策を講じているところであり、平成十六年九月に策定した「精神保健医療福祉の改革ビジョン」において掲げた「こころのバリアフリー宣言」や令和四年六月に取りまとめられた社会保障審議会障害者部会の報告書等に基づき、精神障害に関する正しい知識の普及啓発に取り組んでいる。また、平成二十七年からは、「てんかん地域診療連携体制整備事業」において地域の医療従事者等への研修や地域住民等への普及啓発を実施している。</p> <p>上記の取組に加え、平成二十六年三月に策定した良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針（平成二十六年厚生労働省告示第六十五号）において、てんかんに関する正しい知識や理解の普及啓発を推進する旨が規定されていることを踏まえ、「ヘルプマーク」の配布等の各自治体での取組も参考にしつつ、てんかんに関する正しい知識や理解の普及啓発を進めてまいりたい。</p>

件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
<p>てんかんのある人とその家族の生活を支える労働に関する請願（第二九二九号） 同（第二九三〇号） 同（第二九三一号） 同（第二九三二号） 同（第二九三三号） 同（第二九三四号） 同（第二九三五号） 同（第二九三六号） 同（第二九三七号） 同（第二九三八号） 同（第二九三九号） 同（第二九四〇号） 同（第二九四一号） 同（第二九四二号） 同（第二九四三号） 同（第二九四四号） 同（第二九四五号） 同（第二九四六号）</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）に基づき、事業主は、雇用の分野における障害者に対する差別が禁止されるとともに、障害者の有する能力の有効な発揮の支障となつていゝる事情を改善するための措置の実施が義務付けられていゝるほか、障害者に対する差別等が行われていゝる場合、必要に応じて厚生労働大臣から事業主に対し、助言、指導又は勧告を行うことができるとされていゝる。</p> <p>引き続き、同法の周知啓発に努めるとともに、同法の規定に違反する事案が認められる場合には、その是正を図つてまいりたい。</p> <p>さらに、てんかんに罹（り）患していゝる者を含む精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた精神障害者は法定雇用率の算定基礎の対象となつていゝるところ、令和四年十二月に公布された障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四百号）による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律において、週所定労働時間が十時間以上二十時間未満の精神障害者については、令和六年四月から特例的に実雇用率の算定対象に加えたところである。引き続き、公共職業安定所において、障害者がある能力</p>

件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
同（第二九四七号） 同（第二九四八号） 同（第二九四九号） 同（第二九五〇号） 同（第二九五一号） 同（第二九五二号） 同（第二九五三号） 同（第二九五四号） 同（第二九五五号） 同（第二九五六号） 同（第二九五七号） 同（第二九五八号） 同（第二九五九号） 同（第二九六〇号） 同（第二九六一号） 同（第二九六二号） 同（第二九六三号） 同（第二九六四号） 同（第二九六五号）		に適合する職業に就けるよう、個々の特性等に応じた就職支援に努めてまいりたい。





<p>件名</p>	<p>同（第三三七〇号） 同（第三三七一号） 同（第三三七二号） てんかんのある人とその家族の生活を支える医療、福祉に関する請願（第三一七七号） 同（第三三一二号） 同（第三三一三号） 同（第三三一四号）</p>
<p>主な所管府省</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>請願に対する処理要領</p>	<p>一 てんかん診療における地域連携体制については、良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針（平成二十六年厚生労働省告示第六十五号）において、専門的な診療を行うことができる体制を整備し、てんかんの診療ネットワークを整備する旨を盛り込んでおり、「てんかん地域診療連携整備事業」において、てんかん患者及びその家族が専門的な治療や相談支援を受けられるよう地域診療連携体制を構築するため、てんかん支援拠点病院の整備を順次進めている。</p> <p>また、てんかん治療支援に関する統括機関であるてんかん全国支援センターにおいて、てんかん患者及びその家族等と関係機関との円滑な連絡・調整を担うてんかん診療支援コーディネーターの認定制度の取組を進めている。</p> <p>加えて、令和五年度には障害者総合福祉推進事業費補助金により、てんかん支援拠点病院等における心因性非てんかん</p>



	件名
	主な所管府省
<p>性発作等の実態把握を行っており、引き続き、地域におけるてんかんの専門的な診療を行うことができる体制や医療機関間の連携、てんかんの診療ネットワークの整備を進めてまいりたい。</p> <p>二 難治てんかんに関する研究・開発については、国立研究開発法人日本医療研究開発機構において、難治性疾患実用化研究事業により、令和四年度から「マルチオミクス解析を用いた細胞間相互作用に注目した精神神経ループスの病態解明」、「疾患モデルオンチップ血管網によるステージ・ウェーバー症候群の異常脳血管の再現と病態解明」及び「ARXポリアラニン伸長変異によるウエスト症候群の病態解明」に関する研究を実施し、令和五年度からは「細胞およびマウスモデルを用いたRhobTB2関連神経発達症の分子病態解明と疾患概念の確立」に関する研究を実施する等の取組を行っているところである。引き続き、病態解明や新薬開発に向けた研究の推進など、必要な支援を行ってまいりたい。</p> <p>また、厚生労働大臣が定める国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターの中長期目標において、難治性・希少性の疾患に関する研究開発及びこれらの業務に密接に関連す</p>	請願に対する処理要領

件名	
主な所管府省	
請願に対する処理要領	<p>る医療の提供等について重点的に取り組むよう定めていることを受け、同センターの令和三年度から令和八年度までの第三期中長期計画においては、重点的に取り組む研究開発として、「難治てんかんなどの難治性・希少性の高い疾患における治療薬の開発並びに標準治療法の確立に向けての研究開発」が挙げられており、難治てんかんに関する複数の研究が行われている。引き続き、難治てんかんの研究を推進するため、同センターに対して必要な支援を行ってまいりたい。</p> <p>三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）における「障害支援区分」の認定に関しては、てんかんに罹（り）患している者を含む精神障害者の特性に応じて適切に行われるよう、認定業務に携わる者の資質の向上を図る取組等を行っている。</p> <p>また、障害福祉サービスについては、市町村において、サービスの利用に関する具体的な内容や意向を把握した上で、個々の障害者の状況に応じた支給決定を行うこととなっており、引き続き、その周知に努めてまいりたい。</p> <p>てんかんに関する相談窓口については、精神医療及び精神保健福祉に関する相談に対応する精神保健福祉センター等で、</p>

	件名
	主な所管府省
<p>相談指導を行う際に、必要に応じて関係機関の協力を求めることとしており、引き続き、てんかんに罹患している者を含む障害者が地域社会で安心して暮らすことができる体制の整備に取り組んでまいりたい。</p>	<p>請願に対する処理要領</p>